

第 102 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年10月18日(金) 午前10時00分
- 2 開会の日時 令和元年10月18日(金) 午前 9時47分
- 3 閉会の日時 令和元年10月18日(金) 午前10時17分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数10名 出席10名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議副会長 三宅 利彰

東区協議会長 岡崎 章二

事務局	担当局長	森本 章男	参事	畑 太志
	参事監	箕浦 勝宏	参事監	真田 明彦
	農地担当課長	佐藤 孝司	担当課長補佐	竹田 了久
	係長	百本 博次	副主査	橋本 聡実
	主任	花房 弘治		

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)

(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）

(7) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 奥田 哲也

8番 難波 勝利

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第102回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員を指名します。4番 奥田 哲也 委員，8番 難波 勝利 委員
をお願いします。

それでは、議案の審議の前に議案の訂正等がありますか。

百本係長 議案の訂正ですが、「第102回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。議案6ページ，7ページの議題名の『申請等（4）』を『申請等（7）』に訂正してください。

また，中区海吉の18条第1項の許可申請は，9月30日に県農業会議に諮問し，許可相当との答申がありましたので，許可指令書を交付しています。

以上です。

議長 それでは，申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 1ページ1番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約47アール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 1ページ2番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約45アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約22.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと、また取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約33アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、許可後農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、8番は関連がありますので同時に説明します。

7番、8番は交換による所有権移転です。7番の受人は現在、約30アール耕作しており、非耕作地はありません。8番の受人は現在、約1.8ヘクタール耕作してお

り、非耕作地はありません。いずれも取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9番から11番は受人が同一のため同時に説明します。

9番から11番は新規農による所有権移転です。受人は農地所有適格法人の要件を満たすものと考えられ、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2番から11番の10件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は1番から11番の11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)は11件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 3ページ1番、永久転用目的による一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場、転用期間は許可日から3年間です。申請地は農振農用地です。

現在、申請地隣接敷地にて、学校法人大森学園が令和2年4月開所予定の認定こども園を建築しておりますが、この認定こども園職員の駐車場スペースがなく、職員30名及び調理員2名の駐車場を確保する必要があるとのことで、申請人に対し、貸露天駐車場として利用したいとの要望を受けたことにより、認定こども園の近隣である申請地を貸露天駐車場として転用しようとするものです。

申請地は、農振農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外許可が可能です。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。
議長 それでは、申請等（２）は、１番の１件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。
議長 それでは、申請等（２）は１件を許可と決定します。
議長 次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任

４ページ１番、申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

受人は、原尾島三丁目の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先へのアクセスがしやすく通勤に便利であり、夫婦の掛り付け医である旭東病院が近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は、露天駐車場です。

受人は、中区倉富地内で運送業を営むものですが、現在利用している賃貸駐車場の使用が終了することに伴い、駐車場に不足が生じることから、自社が所有する既設駐車場に隣接する申請地を所有権移転して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、平成３０年１２月４日付け農振除外済みの案件で、農地の広がり１０ヘクタール以上の１種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅（分家住宅）です。

受人は、北区青江の借家で、妻と子供二人の４人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え手狭となったため、父が所有する農地であり、隣地に両親が住み、実家の農業の手伝い等相互に協力しやすい申請地を使用貸借して、自己専用住宅（分家住宅）に転用しようとするものです。

農地区分は１種農地ですが、集落に接続する住宅であり、父の所有する農地で他に代替地がなく、例外許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

４番から７番は同じ地域なので一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

４番、受人は高島新屋敷の借家にて妻と子供１人の３人で生活していますが、子供の成長

に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現居所から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

5番、受人は中井一丁目の借家にて、夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、現居所から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

6番、受人は北区駅元町の借家にて夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、妻の勤務先に近く通勤に便利である申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

7番、受人は、高島新屋敷の妻の実家にて、夫婦と子供1人両親の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え手狭になったことから、実家からも近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和元年5月30日に農振除外済の案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、露天駐車場として一時転用中です。

受人は、現在申請地近隣にて運送業を営むものですが、事業拡大による車両の増加に伴い、南側に隣接する一時転用中の農地と併せて使用しています。引き続き同様に使用するため、永久転用許可を受けるものです。

先月の総会においては、農業用施設への被害防除計画の改善を前提として、改善が認められるまでは、許可保留との議決となりました。

この結果を踏まえ、申請人に対し、農業用施設等への被害防除対策の改善として、トラック後部が申請地と官地の境界を越境し水路に及ぶことのないように、また、申請地内にたまった雨水等が水路に流出することを防ぐ対策を講じるよう改めて指導を行ったところ、別冊資料中のとおり、申請地と官地との境界沿いに雨水の流出を防ぐためのブロック塀の新設とその上にトラック後部の越境を防止するためのフェンスの設置を行うとの土地利用計画書及び被害防除計画書が提出されました。

申請地における改良工事については、10月10日より開始されており、翌日10月11日に担当推進委員とともに現地確認を行い、土地利用計画及び被害防除計画に基づく改善工事が着手されていることを確認しており、これを踏まえて中区協議会にて再度協議を行い、協議の結果、許可意見となりました。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を三宅協議会副会長さん、ご報告願います。

三宅推進委員 1番から8番の8件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長

4 ページ 9 番から 5 ページ 1 5 番は受人が同一のため同時に説明します。

申請地は農用区域内農地で、転用目的は一般車両迂回路及び工事用ヤードとしての一時転用で賃借権を設定します。転用期間は許可日から令和 2 年 4 月 2 5 日までです。受人は現在、西日本旅客鉄道株式会社発注の新幹線橋脚耐震補強工事を請け負っており、当該工事のための一般車両迂回路及び工事用ヤード設置のため転用しようとするものです。農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断され、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員

9 番から 1 5 番までの 7 件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

それでは、申請等（3）は、1 番から 1 5 番までの 1 5 件を許可と決定してよろしいか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは、申請等（3）は 1 5 件全件を許可と決定します。なお、9 番から 1 5 番までの 7 件は一体利用であり、合計面積が 3 0 0 0 m²を超えていますので、県農業会議へ諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等（4）から申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定、利用権の設定及び転貸、利用権の移転を一括して審議します。事務局より説明をお願いします。

百本係長

今回の利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

申請等（4）の利用権の設定については、中区分は 1 ページの 1 番から 7 番の 7 件で、東区分は 2 ページ 1 番から取下げの 4 5 番を除く 3 0 ページの 2 6 6 番までの 2 6 5 件。このうち 5 0 件は、農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。

申請等（5）の利用権の設定及び転貸については、中区分は 3 1 ページ 1 番から 3 4 ページ 2 0 番までの 2 0 件で、東区分は 3 5 ページ 1 番の 1 件です。

申請等（6）の利用権の移転については、中区分は 3 6 ページ 1 番から 5 番までの 5 件で、東区分は 3 7 ページ 1 番から 8 番の 8 件です。

本日配布しています利用集積集計表をご覧ください。申請等（４），（５），（６）を合計したものになります。１枚目は岡山市全体分で、次ページから、中区が３２件、瀬戸地区を除く東区が２２７件、瀬戸地区が４７件になります。面積はご覧のとおりです。

これらの計画は、１１月５日の市の公告後に貸借が始まります。

また、中間管理権の配分計画については、担当の委員さんに一覧表をお配りしていますので、ご確認ください。

各地区協議会では、いずれも原案どおり承認の意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（４），（５），（６）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 ６ページ１番から７ページ５番までの５件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてありません。

中区及び東区協議会ではすべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、５件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

花房主任 報告（１）４条届については、８ページ１番から５番の５件です。転用目的は、貸事務所が１件、貸露天駐車場１件、貸住宅１件、公衆用道路１件、露天駐車場が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、９ページ１番から１１番の１１件です。転用目的は、市道拡幅が１件、分譲住宅地が２件、自己専用住宅が３件、共同住宅が１件、分譲住宅地・公園

が2件、長屋住宅が1件、露天資材置場が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については、10ページ1番から11ページ12番までの12件です。解約理由は耕作目的が7件、転用目的が5件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、12ページ1番2番の2件で、内容は1番が農業用通路、2番が農業用倉庫です。

報告（5）農地改良届については、13ページ1番から3番の3件で、内容はすべて普通野菜畑です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に従い説明する。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時17分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員